

常勤換算等について

○ 記入事項における「従業員の常勤換算、勤務形態（常勤、非常勤、専従、兼務）」については、以下の参考1 参考2を参照してください。

参考1 従業員の常勤換算

常勤 換算	常勤の従業員の勤務延時間数 / 常勤の従業員が勤務すべき時間数
	事業所の従業員の勤務延時間数を、当該事業所における常勤の従業員が勤務すべき時間数（＝週 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする）で除することにより、当該事業所の従業員の員数を、常勤の従業員の員数に換算する方法。
	○算出例：常勤の従業員が勤務すべき時間数＝週 40 時間の事業所において、 → ① 週 40H勤務 1 名のみの事業所の場合 = 40H/40H = 常勤換算 1 → ② 週 40H勤務 1 名＋週 30H勤務 1 名（計 2 名）の事業所の場合 = (40H+30H)/40H ≒ 常勤換算 1.7

参考2 従業員の勤務形態

	定義	該当例
常勤	事業所における勤務時間が、当該事業所の常勤の従業員が勤務すべき時間数（＝週 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする）に達していること。	○常勤者週 40H勤務の事業所で、週 40H勤務の者。
非常勤	事業所における勤務時間が、当該事業所の常勤の従業員が勤務すべき時間数（＝週 32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする）に達していないこと。	○常勤者週 40H勤務の事業所で、週 20H勤務の者。
専従	「専らその職務に従事する」 事業所の従業員（常勤・非常勤の別を問わない）が、当該事業所における勤務時間帯を通じて、当該サービス以外の業務に従事しないこと。	○週 40H勤務の者が、その勤務時間中、当該サービス業務のみ従事する場合。
兼務	事業所の従業員（常勤・非常勤の別を問わない）が、当該事業所における勤務時間帯に、当該サービスと併せて他の業務にも従事していること。	○週 40H勤務の者が、その勤務時間中、当該サービスと併せて他の業務にも従事する場合。

【就労形態のパターン】

	専従	兼務
常勤	常勤専従 常勤で勤務している者が、当該事業所における勤務時間帯を通じて、当該サ	常勤兼務 常勤で勤務している者が、当該事業所における勤務時間帯に、当該サービスと併せて他の業務

	<p>サービス以外の職務に従事しないこと。</p> <p>○例：常勤者週 40H勤務の事業所で、週 40H勤務の者が、勤務時間中、当該サービスのみ従事する場合。</p>	<p>にも従事していること。</p> <p>○例：常勤者週 40H勤務の事業所で、週 40H勤務の者が、勤務時間中、当該サービスと併せて他の業務にも従事する場合。</p>
非常勤	<p>非常勤専従</p> <p>非常勤で勤務している者が、当該事業所における勤務時間帯を通じて、当該サービス以外の業務に従事しないこと。</p> <p>○例：常勤者週 40H勤務の事業所で、週 20H勤務の者が、勤務時間中、当該サービスのみ従事する場合。</p>	<p>非常勤兼務</p> <p>非常勤で勤務している者が、当該事業所における勤務時間帯に、当該サービスと併せて他の業務にも従事していること。</p> <p>○例：常勤者週 40H勤務の事業所で、週 20H勤務の者が、勤務時間中、当該サービスと併せて他の業務にも従事する場合。</p>